公益財産法人群馬県生活衛生営業指導センター 令和7年度事業計画書

1 補助金事業

1) 生活衛生営業経営指導員設置及び相談室運営事業

- ・「生活衛生関係営業経営指導員設置要綱」第5条で定める資格を有する経営指導員 3名体制(常勤2名、非常勤1名)により、生活衛生関係営業に対する相談・指導を実施 する。
- ・事務所内の相談スペースを活用して、生活衛生関係営業者の相談に対応するための「相談室」を確保するとともに、相談室の運営に関する処務等の一般事務を担当する事務職員を1名配置して、円滑な業務を実施する。

2) 相談指導顧問設置事業

・生活衛生関係営業の経営の健全化を図るため、税理士及び社会保険労務士の各1名に対して顧問業務を委託し、専門的知識を必要とする相談に的確なアドバイスを行うことができる体制を維持する。

3) 生衛業経営改善資金融資等指導事業

- ・生活衛生同業組合員を対象とする特別枠の有利な融資である経営改善資金融資(衛経)を継続的に周知して利用の促進を図るため、県知事から委嘱された経営特別相談員(特相員)による融資相談指導の活動を支援する。
- ・任期満了となる特相員の更新手続きに協力し、特相員数の維持に努める。

4) 相談支援連絡協議会事業

・各生活衛生同業組合と関係機関との円滑な協力体制を維持するため、行政(県、中核市)及び日本政策金融公庫との連絡会議を開催し、情報の共有を図る。

5)情報化整備事業

- ・生活衛生関係営業の振興及び衛生水準の維持向上を図るため、全国生活衛生営業 指導センターのネットワークシステムに継続的参画、当センターのホームページ維持管 理及びIT環境に必要な整備を行う。
- ・各生衛組合の組合活動活性化を図るためのデジタル活用等の取り組みを支援する。

6)後継者育成支援事業

・各生活衛生同業組合の後継者確保・育成に資するインターンシップや体験型課外授業及び講習会等の取り組みを支援する。

7)健康·福祉対策推進等事業

・生活衛生同業組合の「共助」を強化し、生活衛生関係営業の健全経営を図るため、組合員の維持及び組合加入促進の取り組みを支援する。

8) 地域活性化連携事業

・各生活衛生同業組合が実施する、地域や他団体と連携したイベントや各組合の全国大会の県内開催に対し共催・後援等の支援を行い、組合の活性化を図る。

9) 消費者コールセンター事業

・消費者から寄せられた各生活衛生関係営業に対する苦情相談に対し、関係組合と連携して対応する。

2 受託事業

【委託者:群馬県、前橋市】

1) 民活型生活衛生向上事業(群馬県、前橋市)

- ・生活衛生関係事業者が自主的に公衆衛生水準を確保し、提供するサービスの向上を図るため、理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場を対象に、群馬県又は前橋市の委託に基づき施設を巡回指導する。
- ・巡回指導する者を生活衛生アドバイザーに委嘱し、当該アドバイザーの事前研修・会議を開催する。

2) 生活衛生貸付事務事業(群馬県)

・生活衛生関係営業者が日本政策金融公庫に一般貸付を申し込む際に必要な書類である群馬県知事の推薦書の代替文書として認められているセンター理事長の推薦書を発行に関する一連の業務を群馬県からの委託に基づき実施する。

【委託者:(公財)全国生活衛生営業指導センター】

3) 生衛業経営特別相談員研修会事業

・生衛業経営特別相談員の知識習得を目的とする研修会を開催する。

4)生活衛生関係営業景気動向等調査事業

・あらかじめ調査協力を得た県内70店舗を対象に、四半期毎に1回(計4回)所定の調査票に基づく景気動向調査を実施し、全国センターに調査結果を電子データで報告する。

5) 生活衛生関係営業衛生水準確保・向上事業

・消費者が生活衛生関係営業を安心して利用できるよう、衛生水準の確保・向上を図るために資する事業として、各生衛同業組合の代表者、行政担当者、日本政策金融公庫による「衛生水準の確保・向上推進会議」を開催し、業界の課題への取組みについての協議を情報共有を行う。

6)標準営業約款登録事業

・理容所、美容所、クリーニング所、麺類飲食店及び一般飲食店を対象とする標準営業 約款の登録について、8月と2月に各関係組合からの申請をとりまとめて全国セン ターに進達する。

7) クリーニング師研修等事業

・クリーニング所の衛生管理及び適正な業務実施のため、クリーニング業法に基づくクリーニング師研修及びクリーニング業務従事講習を各2回(計4回)開催する。

8) 受動喫煙防止対策補助金交付事務

・飲食業者を対象とする受動喫煙防止対策補助金の申請受付・指導及び広報を行う。